

殺人全額賠償1件のみ

日弁連調査 遺族泣き寝入り

犯罪被害者や遺族に対して、加害者から賠償金がどれくらい支払われているかを日本弁護士連合会が調査したところ、殺人事件で回答のあった50件のうち、全額が支払われたのは1件(2%)のみだったことがわかった。重大事件ほど被害者が賠償金を得る割合は低くなる傾向にあり、経済

的な救済が進んでいない実情が浮かび上がった。被害者らは加害者に民事裁判を起したり、民事裁判を経なくても賠償金を求められる「損害賠償命令制度」を活用したりして賠償請求するケースが多い。日弁連は6～9月、殺人や傷害など被害が特に深刻だった事件について、過去10

年間に被害者代理人を務めた弁護士にアンケートを送付。494件の回答を得た。全回答の2割弱にあたる79件は「加害者に資力がなく賠償が見込めない」「逆恨みが怖い」などとして、被害者側が賠償金を請求することを諦めていた。一方、裁判手続きや示談

を経て、加害者が賠償金を支払う義務を負ったケースは363件だった。賠償金額は、殺人や傷害致死事件が平均で3000万円を超えたが、傷害や強制わいせつは240万～490万円だった。全事件の平均は約930万円だった。

このうち、実際に賠償金が支払われたのは257件で、全額が支払われたのは195件と5割程度にとどまった。賠償金が全額支払われたケースを罪名別にみると、殺人は1件のみだったほか、傷害致死は31件中3件(10%)で、傷害は96件中37件(39%)。強制わいせつは121件中65件(54%)と、生命に関わる重大事件ほど賠償金が支払われにくい傾向となっていた。

賠償金が支払われない理由を問う調査項目に対しては、「加害者に資力がない」「加害者の居場所がわからない」「どこに財産があるのか不明」とする回答が寄せられた。

●判決などで確定した平均賠償額と、被害者に全額支払われた割合(罪名別)

※日弁連調査に基づく



国の支援充実求める声

今回の調査結果は、9日に東京都内で開かれた犯罪被害者を支援する集会で概要が説明された。

集会には、被害者支援に取り組む弁護士ら約200人が参加。2002年に知人の男に妻を刺殺され、現在は「犯罪被害補償を求める会」の代表を務める藤本護さん(88)が講演し、「加害者が行方不明になったり、財産を隠したりして、被害の弁償がされずに苦しんでいる被害者がいる」と訴えた。

集会では、加害者の資産を国が差し押さえ、被害者への補償に充てる海外の支援制度が紹介され、参加者からは導入を求める声が上がった。

調査を担当した日弁連犯

罪被害者支援委員会事務局 活に困窮する被害者もお長の本山剛弁護士は「金銭的な被害回復が難しい実態がわかった。事件を機に生だ」と話している。